

基本事件 令和2年(ワ)第29号  
同第172、197、348、509号  
令和3年(ワ)第254、263号  
令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 大江 須美外 31名

被告 国外2名

令和7年7月10日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御 中

第29号及び197号事件被告大洲市代理人

弁護士 武 田 秀 治



## 準 備 書 面 ( 6 )

原告ら準備書面27 被告大洲市に対する主張部分に対する反論

### 1. 第1、第1項について

山鳥坂ダム工事事務所長からのホットラインによる異常洪水時防災操作の開始見込みは午前7時半頃と伝えられている。実際の異常洪水時操作開始は、7時35分であり、ほぼ、ホットラインの内容どおりの実施となっている。

### 2. 同第2項について。

7月7日午前6時50分のホットラインの内容は、「鹿野川ダムが今後毎秒3,000立方メートルから最大6,000立方メートルの放流見込みで、現在通行可能となっている道路も追って冠水が予想される。」である。ホットラインの情報に基づき、調査

検討し、遅滞なく避難指示を発令したものである。

### 3. 同第3項

#### (1) について

水防法第29条の規定は、洪水、津波又は高潮による切迫した際の「人命保護のための」立退きの指示についての規定である。（甲A48号証6行目）

水防法逐条解説に「生命財産」の表現を用いているのは、立退きの指示をなし得る要件（タイミング）として、氾濫の可能性により住民の財産（家屋）に危険が感じられる場合、当然「人命」に危険が及ぶことから、「人命保護のため」に立退きの指示をすることができることを述べているに過ぎない。

そもそも「避難指示」発令時において求められている避難行動は、「既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっていることから、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所に緊急に避難すること」となっている（丙A6の1号証「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」13頁）ことから、そのことは容易に推測でき、原告らの主張するチェンソーやコンプレッサー等の「財産」を持ち出すなどといった行動は、避難指示発令時に求められる行動ではない。

#### (2) について

インターネットに熟知していなくても、一般的な検索サイトにおいて例えば、「鹿野川ダム 放流量」などで検索すれば、川の防災情報はその検索結果の上位に表示され、容易にその情報を取得することができる。

原告の主張する「国土交通省の「川の防災情報」を見ることが出来るのは、常時から放流情報に関心を持って、「川の防災情報」の所在を知っている者で、かつ、インターネットを熟知した者に限られている」情報でなく、一般的なインターネットの知識を有した者であれば、誰でも情報を取得できるものである。

### (3) について

当時、Lアラート（テレビ画面上部などに表示される文字放送）などにより避難情報が発令中であることは確認出来る状態であった。また、夜間の避難が危険であることから、暗くなる前の6日午後4時30分に、既に避難情報を発令していた大川・菅田地区及び柚木・久米・只越・五郎地区に対して、継続して避難情報を発令していること、早めに避難することについて、改めて防災行政無線により呼びかけを行っている。

また、18時の放送は、午後4時30分の避難情報を継続していることの周知に加えて、今後も降雨が続き水位が上昇することを伝えることで避難を促そうとしたものである。

### (4) について

原告は、肱川がひとたび氾濫すれば、市内一円にわたり同程度の被害となると受け取られるような主張をしていたため、実際の被害については、そうではないことを主張したものである。

このことは、浸水被害を受ける可能性があるところがわからないというものではない。

実際、当時大洲市は、被災する恐れのある地域に対して、大洲市地域防災計画の発令基準に基づき浸水被害を受ける可能性

のある地域に対して、順次避難情報を発令している。

(5) について

前述と同様、原告の誤った認識に基づく主張を正したものである。

大川地区に対しては、大洲市地域防災計画に定める浸水被害の発生する可能性のある基準に達したため、6日午前8時2分に避難勧告を発令し、同時刻及び午後4時30分に避難を呼びかけている。

(6) について

原告の主張する「住民にわかりやすく避難情報を伝える」ため、「肱川の水位が上昇し、堤防を越えることが予想されます。今回の水位は過去最大の水位で、これまで浸水していない場所でも浸水の恐れがあります。」として、住民に甚大な浸水被害が発生することを分かりやすく周知し、命を守るための行動をとってもらうことが伝わるよう避難指示を発令したものである。

避難指示とは、生命身体を災害から保護するため、急を要すると認めるときに避難のための立退きを指示するものである。

原告は、「6000 m<sup>3</sup>/s という数値を住民に伝えよと主張しているわけではない」と主張しながら、「6000 m<sup>3</sup>/s という数字が伝えられれば、住民はその放流量の多さに驚いて、異常洪水時防災操作開始までに重要な財産をもって避難した」また、「6000 m<sup>3</sup>/s という今までの最大放流量の3倍にもなる、大量の危険な放流がされる。」と、さも「6000 m<sup>3</sup>/s」という情報を伝えるべきととれる主張を行っているが、これまでも主張しているとおり、放流量の数値をそのまま放送し

ても、多くの市民は、直ちにどの程度の被害に結びつくのかを判断するのは困難と考えられ、また、放流量を放送することで、放送文が長文となり、住民に危機感が十分に伝わらない恐れもあると判断したため、先述の呼びかけを行ったものである。

(7) イについて

被告大洲市準備書面(2)1(3)で主張しているとおり、平成29年1月内閣府(防災担当)が示した避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)(丙A6の2号証10頁～11頁)では、「避難勧告等の判断基準の設定の手順」が示されており、肱川のような「洪水予報河川については、国により水位予測と水位周知がなされることとなっており、基本的にこの情報に基づいて避難勧告等の発令基準を設定する。」ものとなっている。

また、同ガイドラインでは、洪水の避難勧告等の発令を判断するために必要となる基本的な情報として、「洪水による被害は、河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難勧告等の発令を判断する必要がある。洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報である。」とされており、水位に基づく避難情報の発令は十分に合理性のあるものである。

(7) ロについて

大川地区にある大川水位観測所が流失により観測できなくなったのは、7日午前8時40分以降であり、それまでは機能していた。大川地区に対する避難勧告も大川水位観測所の水位に

より発令している。上流域のみの発令の場合、原告の主張する下流域での水位観測所（大洲第2水位観測所）の水位に基づく発令は行っていない。

(7) ハについて

今回行おうとする発令は、そのタイミング、区域、状況いずれも想定をはるかに超えたものであったため、既定の文章は使えず、その時の状況に応じた放送文を一から作成する必要があったものである。